

# 設計図書の照査ガイドライン

平成29年4月

四日市市

## 目 次

はじめに	…	1
1. 「設計図書の照査」の基本的考え方	…	2
(1) 「設計図書の照査」に係わる規定について	…	2
(2) 「設計図書の照査」の位置づけ	…	3
2. 設計図書の訂正又は変更に要する期間	…	4
3. 「設計図書の照査」範囲を超える場合の取扱いについて	…	4
(1) 「設計図書の照査」の範囲を超えるもの（事例）	…	5
4. 「設計図書の照査」における受発注者間における書類の取り交わしについて	…	6
(1) 受発注者の責任、役割について		
1) 受注者が自らの負担で行う部分		
2) 発注者の責任において行う部分		

## はじめに

請負契約の基本は、契約において取り交わされた設計図書に基づき工事を施工することである。しかし、土木工事の特徴からその設計図書は完全なものとはならず設計図書と工事現場の状態が異なったり、設計図書に示された施工条件が実際と一致しなかったり、設計図書で想定していなかった条件が発生したりすることがしばしば起こる。

このような場合には、契約書第18条（条件変更等）に基づき受注者と発注者の間で契約上の手続きが行われる。

つまり、

- ① 「設計図書と工事現場の不一致、設計図書の誤り又は脱漏、予期し得ない施工条件等が認められた場合」
- ② 「発注者の意図による事情変更により設計図書が訂正又は変更された場合」  
について必要に応じ工期又は請負代金額を変更することになる。

これらの契約上の手続きを行うに当たり、三重県公共工事共通仕様書において、受注者に「設計図書の照査」を義務付けているが、この「設計図書の照査」について、発注者と受注者の責任範囲が具体的に明示されていなかった為、解釈の違いにより受注者側に過度な要求がなされることがあり得る状況にある。

このため、四日市市において「設計図書の照査」についての基本的考え方、範囲を出来る限り明示し、円滑な請負契約の執行に資するため、「設計図書の照査ガイドライン」を作成したものである。

本ガイドラインは、三重県公共工事共通仕様書を準用する工事に適用する。

## 1. 「設計図書の照査」の基本的考え方

### (1) 「設計図書の照査」に係わる規定について

工事請負契約書第18条（条件変更等）及び三重県公共工事共通仕様書1-1-3設計図書の照査等においては、次のように受注者が設計図書の照査を自らの負担により行うことになっている。

工事請負契約書

（条件変更等）

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
  - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
  - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
  - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
  - (5) 設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
  - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
  - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により、設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な経費を負担しなければならない。

## 三重県公共工事共通仕様書

### 1-1-3 設計図書の照査等

#### 2. 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。

また、受注者は、監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

#### (2) 「設計図書の照査」の位置づけ

- 1) 受注者は、工事請負契約書及び三重県公共工事共通仕様書に基づいて、設計図書の照査を行う。
- 2) 三重県公共工事共通仕様書「1-1-3 設計図書の照査等」に記載のあるとおり、設計図書の照査結果から工事請負契約書第18条にある、現場と設計図書が一致しないことの事実を監督職員が確認できる資料(現地地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等)の作成は、受注者の負担により作成を行う。
- 3) また、設計図書の照査結果により、計画の見直し、図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査等が生じた場合、それらに要する費用の負担は発注者の責任において行う。

#### 【受注者が自らの負担で行う部分】(設計図書の照査に必要な資料)

- ①設計図書の照査に係る費用
- ②設計図書の照査結果を監督職員に説明するための資料作成  
(現地地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等)
- ③監督職員からさらに詳細な説明を求められ、説明するための資料作成

#### 【発注者の責任において行う部分】

- ①設計図書の照査結果により生じた、計画の見直し、図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査等  
※受注者に作成を指示する場合は、その費用を負担する。

## 2. 設計図書の訂正又は変更に必要な期間

契約書第 18 条第 3 項に定める調査の結果について、発注者は、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

## 3. 「設計図書の照査」範囲を超える場合の取扱いについて

「設計図書の照査」の結果、その範囲を超えると考えられる内容に対し「設計図書の訂正又は変更」が必要であると認められる場合、それらに必要な費用の負担は、発注者の責任において行うものとする。

具体的には、発注者は、それらの内容の一部又は全部を受注者に求める場合、契約書第 18 条第 4 項及び第 5 項の規定により「設計図書の訂正又は変更」を行い、必要があると認められる場合、工期若しくは請負代金を変更する。

## 「設計図書の照査」の範囲を超えるもの（事例）

### 設計変更が可能な場合（設計変更するために必要資料）

- ① 現地測量の結果、**横断図を新たに作成**する必要があるもの。又は**縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成**が必要となるもの。
- ② 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う**横断図の再作成**が必要となるもの。ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。
- ③ 現地測量の結果、**排水路計画を新たに作成**する必要があるもの。又は土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。
- ④ 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり**構造計算の再計算**が必要となるもの。
- ⑤ 構造物の載荷高さが変更となり**構造計算の再計算**が必要となるもの。
- ⑥ 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるもの。（標準設計で修正可能なものであっても照査の範囲を超えるものとして扱う。）
- ⑦ 構造物の構造計算の計算結果が設計図と違う場合の**構造計算の再計算及び図面作成**が必要となるもの。
- ⑧ 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の**構造計算及び図面作成**。
- ⑨ 土留め等の構造計算において、現地条件や施工条件が異なる場合の**構造計算及び図面作成**。
- ⑩ 「設計要領」、「各種示方書」等との**対比設計**。
- ⑪ 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査。
- ⑫ **設計根拠まで遡る見直し、必要とする工費の算出**。
- ⑬ **舗装修繕工事の縦横断設計**。  
（当初の設計図書において縦横断図が示されており、その修正を行う場合とする。なお、設計図書で縦横断図が示されておらず、  
三重県公共工事共通仕様書  
「14-4-3 路面切削工」  
「14-4-5 切削オーバーレイ工」  
「14-4-7 路上再生工」等  
に該当し、縦横断設計を行うものは設計図書の照査に含まれる。）

なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び出来形図については、受注者の費用負担によるものとする。

#### 4. 「設計図書の照査」における受発注者の書類の取り交わしについて

##### (1) 受発注者の責任、役割について

##### 1) 受注者が自らの負担で行う部分

受注者

現地測量の結果と設計図書の異なる部分について、確認できる書類と工事打合簿を提出します。

発注者

一部確認出来ない部分がありますので、再度詳細に調査を行い資料を提出してください。

受注者

再調査した書類を提出します。

##### 2) 発注者の責任において行う部分

受注者

現地測量の結果と設計図書の異なる部分について、確認出来る書類と工事打合簿を提出します。

発注者

「設計図書の照査」の範囲を超える！

設計図書の変更を行いますので、資料を作成し提出してください。  
設計変更図書作成費用については、設計変更上申します。

受注者

了解しました。  
設計変更に関する資料を作成し、提出します。